

行動指針

この指針は、公正な競争を通じて付加価値を創出し、持続可能な社会の発展を担うにあたり、当社が実践するガイドラインを示すものです。

『「人づくり」と「モノづくり」で、お客様を“もっと”笑顔に！』の企業理念に基づき、良き「企業市民」として、その社会的責任を理解し、高い倫理観をもって、常に経済的価値と社会的価値の向上に努めることで広く社会に貢献することを目指します。

私たちは、こうした理念のもと、以下の指針に則って行動します。

1. 人権の尊重・労働に関する法令の遵守

私たちは当社の人権方針に基づき、以下の行動を遵守します。

- ・人権を尊重し、人種、肌の色、性別、宗教、政治的見解、国籍、社会的地位、出身などに基づく一切の差別を行いません。あらゆる形態の強制労働、児童労働を排除します。
- ・職場においては、差別的な言動、暴力行為、セクシャルハラスメント、パワーハラスメントなどを禁止し、賃金（法定の手当てを含みます）および労働時間につき、法定の基準を遵守します。
- ・ワークライフバランスを推進すると共に、多様な人財の雇用及び処遇の機会均等を図ります。

2. 法令および社内規程の遵守

- ・当社で働くすべての人は、各国・地域のあらゆる適用法令、社会規範を遵守して、公正な競争に徹し、誠実かつ正直で透明性の高い企業活動を行います。
- ・当社の社内規程は、会社が組織的、効率的に運営されるために必要なルールを明文化したものであり、会社のガバナンスや内部統制上不可欠なものですので、当社で働くすべての人が社内規程を正しく理解し遵守しなければなりません。

3. 会社財産の管理と保全

- ・当社で働くすべての人は、会社財産を有効かつ効率的に活用するよう徹底しなければなりません。
- ・資産を取得する場合には、その資産が無駄にならないよう計画段階で十分な検討を行うとともに、社内規程に沿った手続きを行い、取得後の資産は紛失、盗難に充分気をつけ管理を徹底します。
- ・当社は、特許、意匠、商標、営業秘密、著作権などの知的財産権を重視し、自らの財産として保護します。さらに、第三者の正当な知的財産権を尊重し、侵害または不正使用を行いません。

4. 会社財産の私物化の禁止

- ・当社で働くすべての人は、公私混同による会社財産の私物化は絶対に行いません。また、

商品・備品など会社財産を業務目的以外に使用しません。

5. 財務情報の信頼性の確保

- ・当社は、ステークホルダーのために、会計に関する取引を正確かつ適正に処理し、財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローなどの財務報告に関して、真実かつ明瞭な報告を行います。
- ・財務報告の元となる帳簿、帳簿の記載に影響する可能性のある書類は常に正確で完全なものとする必要があり、不正や虚偽または誤りや誤解を生じさせる行為・記載は行いません。

6. 情報の管理と利用

- ・当社で働くすべての人は、秘密情報および個人情報を適正に取り扱い、情報システムへの不正なアクセスを禁止する法令や個人情報の保護に関する法令などを遵守して事業活動を行います。
- ・秘密情報、情報資産（パソコン、携帯電話など）および個人情報は、各社の情報セキュリティ、個人情報の保護に関する規則やガイドラインなどに則り、取り扱わねばなりません。

7. 会社の利益と相反する個人の行為の禁止

- ・当社で働くすべての人は、会社の利益のために最善の行動をとる義務を負っています。
- ・会社の利益を犠牲にして個人的な利益を得たり、第三者に利益を供与してはいけません。
- ・会社の利益と個人の利益が相反する行為（競業取引や自己取引）を行う場合は、事前に会社に対し報告し、承認を得ます。

8. 公務員、取引先などとの不当な利益の授受の禁止

- ・取引先に対しては、常に誠実で公正な対応を心掛け、強固なパートナーシップを樹立・維持することにより、お互いの健全かつ持続的な発展に努めます。
- ・不当な利益などの取得を目的とする贈答・接待を行いません。
- ・国の内外を問わず、公務員又はこれに準ずる関係先との取引においては、関連する法令等を遵守し、健全かつ正常で透明な関係を維持します。
- ・政治家又は政治団体その他各種団体等に対し、法令、会社規程に反した不適切な献金、寄付等を行いません。

9. 反社会的勢力との関与、取引の禁止

- ・当社で働くすべての人は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を一切持ちません。また、反社会的勢力からの不当な要求には応じず、取引も行いません。

10. 行動規範の遵守と報告・相談について

- ・当社で働くすべての人は、法令、社内規程、行動規範の違反を察知した場合には、速やかに所属上長または関係部署に報告・相談してください。
- ・その場合において、所属上長および関係部署に対して報告・相談できないときは、内部通報制度を利用してください。
- ・当社は、報告・相談した者が不利益を被ることを許しません。